

24-D-1951
2025年3月26日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

福岡リート投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

発行体/借入人

福岡リート投資法人投資法人（証券コード:8968）

評価対象

福岡リート投資法人
グリーンファイナンス・フレームワーク

評価の概要

福岡リート投資法人（本投資法人）は、2004年7月に設立され、2005年6月に東京証券取引所、福岡証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場したJ-REITである。本投資法人は、福岡を中心とする九州全体（沖縄県を含む）および山口県を投資対象としている日本で初めての地域特化型リートであり、商業施設を中核として、オフィスビル、ホテル、住居、物流施設等に投資する総合型のJ-REITである。資産運用業務は、福岡を代表するデベロッパーである福岡地所株式会社が株式の55%を所有し、九州電力をはじめとした九州を地盤とする企業・銀行等が株主となっている株式会社福岡リアルティ（本資産運用会社）が行っている。2024年8月末時点での物件数は35物件、取得価格総額2,207億円である。

本資産運用会社では、本投資法人の中長期的な投資主の最善の利益を使命としており、その使命の達成のためには、その第一の目標である収益性の追求に加えて、環境・社会・ガバナンス（ESG）への配慮を通じたサステナビリティの推進も不可欠であるとしている。本資産運用会社ではこの考え方の具体的な実践方針として2018年1月にサステナビリティ方針を定めている。また、上記方

針推進のための社内体制についても整備が行われているほか、DBJ Green Building 認証の取得の推進、GRESB への参加、責任投資原則 (PRI) への署名など、ESG に関する取り組みを強化している。2022 年には TCFD の提言に賛同しリスクと機会の特定を行ったほか、「気候変動・レジリエンスポリシー」を策定し、気候変動に関する取り組みの強化を謳っている。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンド又はグリーンローン（グリーンボンドとグリーンローンを総称して「グリーンファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等に基づき、本投資法人が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。今般、本投資法人は、本フレームワークの適格クライテリアで定められる認証のうち、BELS 評価の適格ランクの変更を行った。当該変更について、JCR は引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

対象プロジェクトの選定は、本資産運用会社の経営会議において機関決定が行われており、経営陣が適切に関与している。グリーンファイナンスによる調達資金は適格クライテリアを満たす資産の取得資金またはリファイナンスに充当される。調達資金を充当後、グリーン適格資産の売却等が発生した場合には、新たにグリーンビルディングを取得するか、ポートフォリオ管理による残高管理が行われる。資金充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。以上より、JCR は本投資法人の管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>
³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>
⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法でフレームワーク変更後も適切に開示される体制が整備されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

本投資法人は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク

グリーンファイナンスで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たす資産（以下「グリーン適格資産」といいます）の取得資金、もしくはグリーン適格資産の取得に要した借入金のリファイナンス資金又は投資法人債の償還資金に充当します。

[適格クライテリア]

グリーンファイナンスの調達期日及びレポーティング時において下記①-③の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件をグリーン適格資産とします。

①DBJ Green Building 認証：3つ星、4つ星、5つ星

②CASBEE 不動産認証：B+ランク、Aランク、Sランク

③BELS 評価 (2016年度基準)：3つ星、4つ星、5つ星 (※1)

BELS 評価 (2024年度基準)：

非住宅：レベル4、レベル5、レベル6(※2)

再生可能エネルギー設備がある住宅：レベル3、レベル4、レベル5、レベル6(※3)

再生可能エネルギー設備がない住宅：レベル3、レベル4(※3)

※1 物流施設を含む工場等において BEI=0.75 超ではないこと

※2 2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ物流施設を含む工場等に

において BEI=0.75 超ではないこと

※3 2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2

以上で適格とする

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち BELS 評価の適格ランクの変更を行っている。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された BELS 評価の概要を以下に示す。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

本投資法人が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ基準（住宅：BEI 値 0.8 以下、非住宅：BEI 値 0.75 以下）を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている。(太字及び下線を施している部分が今般の変更点)。

プロセスにかかる本フレームワーク

1. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、当社の財務部の担当者により適格クライテリアへの適合が検討され、評価および選定が行われています。

2. プロジェクト選定プロセス

グリーン適格資産は、取締役並びに執行役員、運用部長、投資部長、財務部長、企画部長、**人事・DX 部長**及びコンプライアンス部長をもって構成する経営会議により、適格クライテリアに基づき決裁されます。

3. 適格クライテリアの選定プロセス

適格クライテリアについては、取締役並びに執行役員、運用部長、投資部長、財務部長、企画部長、**人事・DX 部長**及びコンプライアンス部長をもって構成する経営会議により、決裁されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。前回評価からプロセスについて、経営会議のメンバーについて追加があったこと(人事・DX 部長)を確認している。今回の変更点は社内の会議体参加メンバーの追加であり、現在の体制に更新したものであることから引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

本投資法人は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている。(太字及び下線を施している部分が今般の変更点)。

資金管理にかかる本フレームワーク

[資金の充当計画]

・グリーンファイナンスで調達された資金は、その調達日もしくは翌日中に、グリーン適格資産の取得資金、もしくはグリーン適格資産の取得に要した借入金のリファイナンス資金又は投資法人債の償還資金に充当します。

[調達資金と資産の紐づけ方法]

・グリーンファイナンスで調達された資金は、専用の口座に入金された後、物件取得のために調達したローン等のリファイナンスのタイミングで、企画部担当者が入金口座から、ローンの返済等のための送金指図を行う。

もしくは、物件取得のタイミングで、企画部担当者が決済口座に、資金決済のための送金指図を行う。

送金指図に際しては企画部長への事前の承認を行うことが必要とされている。

[調達資金の追跡管理の方法]

グリーンファイナンスで調達後、速やかにリファイナンスもしくはグリーン適格資産に充当されるため、追跡管理は不要

<グリーン適格資産の定義>

・グリーン適格資産は、本投資法人が保有する特定資産のうち、グリーンファイナンスの調達期日及びレポート時において下記①-③の第三者認証

機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定のものを指します。

①DBJ Green Building 認証：3つ星、4つ星、5つ星

②CASBEE 不動産認証：B+ランク、Aランク、Sランク

③BELS 評価 (2016年度基準)：3つ星、4つ星、5つ星 (※1)

BELS 評価 (2024年度基準)：

非住宅：レベル4、レベル5、レベル6(※2)

再生可能エネルギー設備がある住宅：レベル3、レベル4、レベル5、レベル6(※3)

再生可能エネルギー設備がない住宅：レベル3、レベル4(※3)

※1 物流施設を含む工場等において BEI=0.75 超ではないこと

※2 2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ物流施設を含む工場等に

において BEI=0.75 超ではないこと

※3 2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2

以上で適格とする

<グリーン適格負債の定義>

・グリーン適格資産の取得価格の総額に、直近期末時点の総資産 LTV を乗じて算出された負債額をグリーン適格負債とします。

<個別のファイナンスが実行可能であることを確認する方法>

・グリーン適格負債額を個別のグリーンファイナンス総額の上限とし、個別のグリーンファイナンス総額がその上限以内であることを確認する。

<グリーン適格資産及びグリーン適格負債の残高の確認を行う頻度>

・決算期末毎にグリーン適格資産及びグリーン適格負債（グリーンファイナンス調達の上限額）の確認を行う。

<追跡管理に関する内部統制および外部監査>

・「調達資金と資産の紐づけ方法」にて記載されている送金指図に際しての手続きは社内の自主監査及び外部監査の対象となっており、必要な第三者チェックが行われている。

・資金送金等のオペレーションについては、一般事務委託者である三菱 UFJ 信託銀行が行っており、当社の指図のとおりオペレーションが実施されていることを確認している。

<未充当資金の管理方法>

・調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理する。

・全額充当後、資金使途の対象となる物件が資金使途の対象から外れた場合、適格グリーン負債がグリーンファイナンス調達残高を上回っていることを確認する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今回評価時において、資金使途となる適格クライテリアの変更に伴って、対応する部分の変更を行っていることを確認している。当該変更は資金管理に関する本質的な変更ではないことを確認しており、本フレームワークに記載された資金管理について引き続き適切と評価している。

4. レポーティング

本投資法人は、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている。

レポーティングにかかる本フレームワーク

[資金の充当状況に関する開示状況]

- ・グリーンファイナンスの調達時点で未充当資金がある場合、当該未充当資金の充当計画
- ・仮に資金使途の対象となる資産を償還期間までに売却した場合、新たにグリーンビルディングを取得するかどうか、及び、適格グリーン負債がグリーンファイナンス調達残高を上回っていること

ポートフォリオ管理に関する開示項目

- ①グリーンファイナンスの調達残高
- ②グリーン適格資産総額
- ③グリーン適格負債額

[インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度]

<グリーンボンド>

- ・福岡リート投資法人ウェブサイト上にて、毎決算期末（毎年2月及び8月）に開示予定

<グリーンローン>

- ・当該ローンのエージェントによって対象レンダーへ毎決算期末（毎年2月及び8月）に報告予定

[インパクト・レポーティングにおける KPI (Key Performance Indicator)]

- ・取得資産の環境認証数及び種類

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載されたレポーティングについて適切と評価している。本フレームワークのレポーティングに関する内容に変更はなく、引き続き本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポーティングについて適切と評価している。

また、本投資法人のホームページにおいて、資金充当レポーティング、インパクト・レポーティングが本フレームワークに基づき適切に運用されていることを JCR は確認している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

本投資法人は、中長期的な投資主最善の利益を使命としており、その使命の達成のためには、その第一の目標である収益性の追求に加えて、環境・社会・ガバナンス（ESG）への配慮を通じたサステナビリティの推進が不可欠であると考えており、この考えの具体的な実践方針として、本資産運用会社において2018年にサステナビリティ方針を策定した。2022年8月には、パリ協定で定められた国際目標を支持し、気候変動の緩和に貢献するため「気候変動・レジリエンスポリシー」を策定し、気候変動に対する取り組みを進めている。TCFDの提言への賛同や、それを踏まえたリスクや機会の特定はその一環である。

本資産運用会社の代表取締役が委員長を務め、専務取締役、執行役員、運用部、投資部、財務部、企画部、人事・DX部及びコンプライアンス部の各部長がメンバーとなるサステナビリティ推進委員会についても、年2回以上開催されており、サステナビリティにかかる方針、具体的な施策案、進捗管理、実績の開示手法、開示内容の検討等を協議事項とし、協議内容については役員会、取締役会へ報告し共有することで社内体制の強化を進めている。なお、各目標や公表している数値については、専門性の高い外部専門家の助言を得て進めている。

本投資法人は、2019年に「ステークホルダーにとって重要である事象」と「本投資法人にとって経営の大きい課題」という観点で、7つの「マテリアリティ」を特定し、取り組み方針や目標を設定している。なお、2024年には、社会環境変化を整理し、ステークホルダーの期待等を踏まえて包括的であったマテリアリティをより具体化した9つに見直している。

マテリアリティ	方針・目標	KPI・目標	関連するSDGs	
環境	気候変動への対応	・プロパティマネジメント会社、ビルメンテナンス会社と協働して温室効果ガスの排出量の管理と削減を行い、福岡・九州の自然保持に貢献する	・(2030年までに) CO ₂ 排出量 35%削減(2019年比、原単位)	
	資源の循環・効率活用	・プロパティマネジメント会社、ビルメンテナンス会社と協働して資源(エネルギー・水)の効率的な利用、及び廃棄物・水の資源循環を高め、福岡・九州の自然保持に貢献する	・(2030年までに) ゴミリサイクル率 75%	
	自然災害対策	・定期的な保有不動産のリスク評価を実施して不動産レジリエンスの維持向上に努め、テナントや地域社会の安全・安心に貢献する	・(2030年までに) グリーンビル認証取得率 85%以上	
	環境問題解決に向けた事業運営	・定期的な保有不動産の性能評価及び機能評価を実施し、陳腐化した性能等の更新を行い、資産価値向上に努める ・グリーンビル認証等を取得し、建物性能を可視化することで資産価値を高め、テナントへの訴求力向上を図る		 
社会	魅力ある職場の実現(資産運用会社)	・人的資本経営を強化し、多様な視点を取り入れ、従業員が働きやすい職場環境を提供することで従業員パフォーマンスの向上を図る ・従業員に対する教育制度の充実と資格取得の推奨により業務の質を向上させ、運営力強化につなげる	・従業員1人あたり研修(回数) ・オフィス環境改善(件数)	 
	テナントエンゲージメント向上	・テナントとのエンゲージメントサイクルを構築し、国内外の多様な企業ニーズの理解と施設運営の改善によってテナント満足度を向上させ、安定した物件稼働を実現する	・テナント満足度調査定期実施(全物件)	 
	福岡・九州の魅力向上や活性化に貢献	・福岡・九州の強み・魅力の情報発信による国内外テナントの誘致促進や、地元経済界と連携した地域経済の発展促進を行い、福岡・九州地域の人々が競争力や独自性を発揮しやすい社会を作ることで、資産価値向上を目指す	・地域経済団体等への加入・活動参加 ・地域交流イベント主催(回数) ・エリアマネジメント組織への加入・活動参加 ・地域貢献活動への継続参加(回数)	  
ガバナンス	コンプライアンス/リスクマネジメント	・法令等の遵守徹底、利害関係者との間での取引に係る利益相反の排除等のコンプライアンスの遵守徹底と適切なリスクマネジメントを実現する社内体制の整備・運用、並びに従業員のコンプライアンス意識の強化を行うことで、企業価値の維持及びステークホルダーからの信頼向上を目指す	・コンプライアンス研修(回数)	
	ステークホルダーに対する情報開示と対話	・ステークホルダーに対する適時・適切な財務情報/非財務情報の情報開示、コーポレートガバナンス・コードに則した情報開示の徹底及び積極的な対話を通じてステークホルダーとの信頼関係構築を図るとともに、得られた意見や要望を経営戦略の策定に活かす	・投資家との対話(回数) ・従業員 ESG研修(回数)	

図表1：本資産運用会社のマテリアリティ

本投資法人は ESG への取り組みを経営課題の一つとしてとらえ、2022年にCO₂排出量削減、ゴミリサイクル率向上等の目標を公表している。また、環境認証を有している物件の延床総面積に占める割合については、2024年9月2日時点で83.9%となっているほか、このほか、福岡・九州の魅

力向上や活性化に貢献すべく、九州・沖縄・山口の地域経済産業に関する調査研究機関との意見交換を積極的に行うほか、本資産運用会社のスポンサーである地元企業とも定期的に対話を行い、地域社会と連携した魅力ある街づくりを推進している。

加えて、本投資法人は2018年からGRESBリアルエステイト評価に継続して参加しており、サステナビリティ評価における2つの評価軸である「マネジメントと方針」及び「実行と計測」のいずれも優れている会社に付与される「Green Star」を7年連続で取得しているほか、GRESBレーティングでも4スターを4年連続で取得している。これは本投資法人のサステナビリティへの取り組みが第三者によっても高く評価されていることを示すものである。さらに本資産運用会社は、2018年9月にESGの課題を投資判断に取り込むことを提唱している「責任投資原則」(PRI)に署名するとともに、環境省が事務局となり、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として2011年に作成された「21世紀金融行動原則」にも署名し、前述の通り2022年にTCFDの提言に賛同しているなど、環境・ESGにおける取り組みを強化している。

以上より、本投資法人は経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付け、専門的知見を有する外部専門家のノウハウを活用し、環境問題へ取り組み体制を適切に整えているとJCRは評価している。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル